

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会(第8回)議事概要

- 1 日時 平成19年5月30日(水)午後1時30分
- 2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員(括弧書きは,「地」は地方裁判所委員,「家」は家庭裁判所委員,「地家」は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。敬称省略)  
石岡隆司(地), 齋藤徹(地家), 杉山祐子(地家), 中田鶴子(地), 成田耕造(地家), 沼田徹(家), 小泉敏彦(地家), 三輪和雄(地家), 齊木教朗(地), 香川徹也(家)
  - (2) 説明者  
地方裁判所刑事部裁判官
  - (3) 事務担当者  
(地方裁判所)民事首席書記官, 刑事首席書記官, 事務局長, 事務局次長,  
検察審査会事務局長  
(家庭裁判所)首席家裁調査官, 首席書記官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長
- 4 議事
  - (1) 開会
  - (2) 所長あいさつ  
新委員紹介(齋藤委員)
  - (3) 意見交換テーマ  
ア 裁判員制度について  
イ 国民が利用しやすい庁舎とするための方策について
  - (4) 意見交換内容(◎委員長, ○委員, □説明者, △事務担当者)  
◎ 今回のテーマは「裁判員制度について(裁判員制度広報用DVD「裁判員・選ばれ, そして見えてきたもの)」と「国民が利用しやすい庁舎とするための方策について」である。  
はじめに, 国民が利用しやすい庁舎とするための方策についてのテーマに関して, 本年4月に新たに開設した1階にある民事受付相談センター(以下, 単に「センター」という。)の執務室を見ていただくこととしたい。  
(全委員がセンターを見学)  
(見学後, センター開設の経緯について, 事務担当者から説明)  
◎ 受付相談業務は, 民事及び家事があるが, 家事相談は, 従来どおり3階に受付相談コーナーがあるのでそちらを利用していただくことになる。民事相談は, 全てセンターで行う。また, 相談の内容によっては,

例えば多重債務者等の方で破産の申立てが必要であれば4階の受付窓口案内することになる。調停の申立て等はそのままセンターで行う。

ただ今の説明やセンターを見学しての感想等の御意見を伺いたい。

- 初めて裁判所に来る当事者は、自分の相談内容が民事なのか家事なのかよく分からない人もいる。そのセンターに行けば、民事相談なのか家事相談なのか振り分けてもらえるのか。また、パンフレット等も用意してあるのか。
- ◎ 玄関ホールに案内ボックスが設置されているので、係（守衛）に聞いてもらうか、直接センターを気軽に尋ねていただきたい。
- △ パンフレット等は玄関ホールやセンターの前の廊下にも備え置いている。また、センターの出入口付近に民事・家事受付相談業務についての「裁判所の受付相談」という掲示板を設置して詳しく説明している。
- センターに相談室が3つ並んで設置されているが、相談内容が隣りに聞こえるようなことはないか。
- △ 全く遮断されるわけではないが、通常の話し声であれば隣に聞こえないし、利用者から相談内容が聞こえるというような声は上がっていない。今後ともプライバシー保護には十分配慮していきたい。
- 相談するには予約が必要か。
- △ 予約は必要ない。
- 家事相談も予約する必要はない。同時に多くの相談者が来庁することはほとんどないので、待つことは少ない。
- このように改善されたセンターをもっと広報してはどうか。
- このようなセンターは、青森独自の試みなのか。
- △ 仙台などでは相談センターがあるが、東北ではほとんど設置されていない。
- ◎ 裁判所はできるだけ1か所で用事が済ませられるようなワンストップサービスを目指している。受付相談業務を1階に集中させることについて、問題点はあるか。
- 家庭裁判所では、3階の受付相談コーナーに受付担当者を2人配置し、書記官及び家庭裁判所調査官が相談を担当しているが、相談業務のみが1階に移動するのではなく、引き続き3階において、相談業務から各種申立てができるようにしている。
- 地方裁判所の民事事件の場合、弁護士は、2階の法廷や弁論準備のために4階の準備室に入ったりしている。受付が1階に移動するとすれば逆に不便になる。
- 仮に、1階に民事及び家事等の関係当事者が来てしまうと、お互いのプ

ライブシーの問題が出てくる。今後はいろいろな御意見をお聞きしながら検討していきたい。

- 多重債務者の相談はセンターで行い、調停希望であれば、その場で申立てができるということであるが、破産の申立てを考えているのであれば4階に行くことになるのか。
- ◎ 破産の申立てを希望する相談者に対しては、毎週水曜日に破産手続説明会を行っており、申立ての方法等を教示している。
- センターは明るくて使いやすい感じがする。スマートな内装である。なお、初めて相談に訪れる方でもセンターが分かるように、案内板の工夫が必要である。
- △ センターの場所が分かりやすいように正面玄関ホールの床に、センターまでのシール等をちょう付するなどの工夫を施している。
- センターの出入口の前の椅子は、相談者用なのか。
- △ 受付の順番待ち用である。
- ◎ センターの前に待合室を造ることは、現状の建物の構造上、不可能である。今回の改修では初めての試みとして執務室をガラス張りにした。
- 裁判所に入りにくいのは、玄関ホールの照明が暗いためか。
- ◎ 裁判所では、現在、温暖化対策の「CO2削減」に取り組んでおり、玄関ホールの照明は全灯ではなく、一部を消すなど節電している。もう少し明るくする必要もあるかもしれない。家事相談を行う3階では、エレベーターロビーを明るくして、観葉植物も置いている。
- 極端に明るくする必要はない。むしろインフォメーションの機能を高める必要があり、総合受付のようなものがあればいい。
- 法律上、最終的に決着するのが裁判所であるが、そのサービスを受用できないのでは困るので、一般の方に分かりやすいものにしてほしい。
- ◎ 守衛も常時受付で案内しているので、尋ねていただきたい。親切に対応するはずなので何でも聞いてもらいたい。
- 守衛は、単に案内係なのか、セキュリティーのためなのか、役割が分からない。上部にインフォメーションの表示があればよい。
- ◎ 守衛のいるブースには白文字で「受付案内」と書かれた表示があるが、どんな表示が当事者にとって分かりやすいのか検討する必要がある。
- 検察庁は、守衛がすべての来庁者に用件を尋ねている。
- 来庁者ごとに用件を尋ねるなどあまり厳しくすると、かえって入りにくくなる。
- 具体的事件について、どこの法廷でやっているかを守衛に尋ねるとすぐ教えてもらえる。

- 裁判を傍聴している際、裁判官の声が小さかったり、声がこもるなど聞き取りにくいことがある。傍聴人に聞こえるように大きな声で話していただきたい。音響設備はどのようになっているのか。
- △ これから裁判員制度が始まることでもあり、傍聴人にも聞こえやすいように法廷の設備等も含めて調査を行い、そのようなことがないようにしたい。
- ◎ 利用しやすい庁舎に変えていくためにどのような工夫等が必要か、今後ともいろいろなアドバイスをお願いしたい。  
それではこのテーマについてはこれで終わらせていただく。

- ◎ 次のテーマは、裁判員制度についてである。委員は、事前に送付した広報用DVD「裁判員・選ばれ、そして見えてきたもの」を見ていただいたと思うが、今回は裁判員の選任手続を中心に、また、その他関連することについて意見を伺いたい。

(裁判員の選任手続と辞退事由について解説したビデオを上映した後、刑事部裁判官から、裁判員選任手続についての課題及び検討状況等について説明)

- ◎ ただ今のビデオ、説明と広報映画「裁判員」を鑑賞した感想、御意見、御質問を伺いたい。
- 裁判員候補者として呼出しを受けた後、辞退事由等が認められて呼出しが取り消されたときは、それ以降、呼び出しませんという通知が届くのか。
- 裁判所はその通知をする。1年を通じて辞退事由があるわけではない者については、また候補者にはなりうる。事件ごとに選任されるので、別の事件で新たに候補者に選任されることはある。
- 今年は取り消されたが、翌年また候補者名簿に載ることがあるのか。
- 可能性はある。
- 候補者名簿には何人が載るのか。
- 今後、名簿に裁判員候補者として何人位を記載する必要があるか検討の上、各市町村に割り当てていく。一つの事件について50人から100人位が必要といわれているが、今後さらに検討し、真に必要な数字を出していくことになる。

裁判所では裁判に参加しやすくするための環境整備を目指して、現在は青森市内の主な企業を訪問し、制度の周知や裁判員のための有給休暇制度の導入について説明の上、理解と協力を求める働きかけを行っているとともに、企業における辞退事由としてどのようなものがあるのかの事情及び意見もお聞きしている。今後、さらに、県内各地の企業にも訪問を拡大し

ていく予定である。聴取した意見等のデータを整理して集積の上、辞退事由を判断する際の参考資料とするなど有益なものにしたいと考えている。

- 例えば、辞退事由が宗教的あるいは思想信条的なものである場合はどうなるのか。
- 辞退事由について、今後、政令で定めることになっている。思想信条についてどう判断するか、信教の自由との関係でもなかなか難しい。できるだけ統一的な運用が望ましいと思う。
- ◎ 辞退事由をあまり広くすると、せつかく裁判員制度が導入されたのになり手がないとか、特定の職業等の人だけになるというようなおそれもある。他方、辞退事由を厳しくしすぎると逆に国民の支持を得られなくなる。今後の検討課題である。選任手続については、今後、模擬選任手続を繰り返しながら問題点等を把握して円滑な運用ができるように検討していかなければならない。
- 裁判員をどうしてもやりたくないが、やむを得ずやっている裁判員もいると思う。職務を誠実に行わない、できないという方、つまり裁判員の役割を果たさなかった場合、何か制裁とか罰則等があるのか。
- 公平さを担保してもらうために裁判員は宣誓を行う。また、解任制度ある。
- 客観的な辞退事由がないとしても、私はいやだと言っている人、やりたくないと言っている裁判員に対して、弁護人側が不選任の請求をする場合が多いと思う。
- 例えば、死刑が予想されるような事件の場合、宗教的、信条的にも死刑は絶対いやだと言っている裁判員候補者は、裁判員として選任されないのではないか。
- 裁判官が選定手続において質問する。質問した上で、検察官及び弁護人は選任、不選任の判断をすることになる。
- ◎ 現在、裁判所の職員が主要な企業や団体を訪問し、参加するための障害事由等を聴取しているが、地域の実情に即した、落ち着いた運用を考えていかなければならない。これに関して裁判所が考慮すべき事項があれば伺いたい。
- 事件を取材した記者が裁判員候補者に選任された場合、どうなるのか。自ら自己申告をすべきか。
- 職業が記者であることは、事前の質問票等で分かると思う。裁判長から本件の取材はしているのか、という質問を受けると思う。その結果、不公平な裁判をするかどうかの判断をしていくことになる。
- 質問手続は、非公開で各自ごとに行われる。

- 午前中、選任手続を行い、午後は裁判員として審理に臨むことになるが、選任手続は朝9時から12時ころまでに終了する予定である。
- 呼び出す人数が30人なのか50人なのか。50人であれば午前9時から12時まで3時間で終了させることになり、1人当たり3分間になる。各人により質問内容が異なって濃淡があり、判断が容易な場合とそうでない場合もある。今後、模擬選任手続を実施し、何人位の呼出しをするのかを検討する必要がある。また、裁判所に何人位が入れるのかという物理的な問題もある。
- 審理時間は、基本的には午前9時から午後5時までであるが、長引けば午後8時とか午後9時になることもあり得るのか。
- ◎ 審理がそんなに長引くことはないかもしれないが、必ずしも時間どおりに終了するとも言えない。30分なり40分遅れることはあるかもしれない。
- 予定より審理日数が延びることもあるのか。
- ◎ そのようなことがないようにしなければいけないが、絶対ないとは言い切れないだろう。
- 模擬裁判の経験からすれば、審理にはそんなに時間はかからないかもしれない。むしろ評議に時間がかかり、判決に至るまでは予想以上に時間がかかることはあるだろう。評議の際、全員一致でないときはどこで打ち切るのか、もう少し続けるのかという判断はあると思う。
- DVD「裁判員」の中で、裁判員役の主人公が1日目に会社のトラブルがあり、2日目に出席するかどうか、迷っていたが、実際こういうことはあり得る。どうしても2日目に参加できない裁判員がいた場合、補充裁判員が裁判員を務めるのか。
- そのような事態に対応するために補充裁判員も法廷に入り、審理に立ち会うことになっている。また、評議の席にも入るが、実質的評議には加わらない。最大6人まで補充裁判員を選任できることになっている。
- 学生たちとDVD「評議」と「裁判員」を見た。昨年、「評議」を見たときには、見る前はやりたくないと思っていたが、見た後ではやってもいいかなとか、義務だから仕様がなくて肯定的な意見に変わった学生が多かった。今年の「裁判員」を見たら登場する裁判員はあまりにも協力的であった。もし自分が裁判員になったとき、考えられるトラブルについてはどのように対処したらいいのか。映画では、部下に仕事を託してうまくいったが、もし、商談がうまくいかなかったときは、自分が責任を取るようになるだろう。裁判所は、困ったときのアフターケアを行ったり、その人のためにいろいろと考えてくれるのか、疑問が出された。また、自分が被

告人の立場になった場合、裁判員が評議の途中で子供の迎えにどうしても行かなければならないので、審理が途中で打ち切られたり、その結果を受けて、判決をされるのはいやだとの発言があった。その辺の公平さが保障されるのか。

- ◎ 基本的には、裁判員が国民の義務を果たしたことによって不利益を被らないような制度設計を考えていくことになる。
- 裁判所に賠償してほしいということではなく、困ったときにこういうやり方があるんですよと裁判所が相談にのってくれるといいのだが・・・。
- 裁判員がどうしても途中で帰らなければいけないということであれば、あとは補充裁判員を入れて審理することになる。
- 外部とのコンタクトは取れるのかどうか。映画では、携帯電話で会社と連絡を取っていた。
- 法廷の中では、携帯電話は禁止されるが、休憩時間に連絡は取れる。
- 余裕のある審理日程を組むことになる。裁判員が子供を託児所に預けてきている場合や同居親族の介護の問題も生じるだろう。育児や介護について、裁判所は、それぞれの関係機関に働きかけて、利用できるサービスはどのようなものがあるのか等の情報交換を行い、協力を求めていくことになる。
- この映画の被告人が「青森県表津軽郡」出身となっている。どうして青森県出身というシナリオを作ったのか。全国の裁判所や国民に流され、見ているのかと思うと青森県のイメージが悪くなる。教え子の大学生たちがこれから就職活動をするのに不利になる。
- 青森県ではなく、A県というような設定にすべきでなかったか。
- 「表」津軽郡という設定も問題である。地名に「表」とか「裏」とか入れるのは良くない。
- 市民講座などでもこの映画を放映しているが、感情移入がしやすかったのか、参加者の中には涙ぐんでいた方もいた。
- ◎ 予定の時間を大幅に超過したが、この辺で本日の委員会を終了させていただくこととしたい。

(5) 次回期日

平成19年11月12日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

(6) 閉会